

家にはボタンがたくさんあった！！

四角いブリキ缶の中。色や形も様々。おもちゃ代わりに遊んだ。子供・家族・生徒のボタン付けのために母が集めたらしい。小1の思い出。そのボタンを兄嫁が引き継いだことを最近知った。教師一族の歴史。



(竹内)

給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の 税額控除制度の改正

先月号では、中小企業者にものみ適用できる所得拡大税制の見直しについて取り上げましたが、大企業でも適用できる「給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の税額控除制度」についても、その要件が見直されました。

具体的には、青色申告書を提出する法人が、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度において、次の要件を満たす場合には、「**控除対象新規雇用者給与等支給額の15%の税額控除**」ができるようになります。

※「控除対象新規雇用者給与等支給額」とは

国内の事業所において新たに雇用した者(一定の者を除く。)に対して、その雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額をいいます。ただし、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額を上限とします。税額控除の対象となる給与等支給額は、雇用保険の一般被保険者に限られません。

■改正後の「要件」とは

- 国内新規雇用者に対して給与等を支給すること
- $$\frac{\text{新規雇用者給与等支給額} - \text{新規雇用者比較給与等支給額}}{\text{新規雇用者比較給与等支給額}} \geq 2\%$$

※「新規雇用者給与等支給額」とは、国内の事業所において新たに雇用した雇用保険法の一般被保険者(一定の者を除く。)に対してその雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額をいい、新規雇用者比較給与等支給額とは、**前期**の新規雇用者給与等支給額をいいます。新規雇用者は、新卒・中途を問いません。

※これに加え、**教育訓練費**の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が**20%以上**であるときは、**控除対象新規雇用者給与等支給額の「20%相当額」**が税額控除できます。比較教育訓練費の額は、**前期**の損金の額に算入される教育訓練費の額とされます。

※控除税額は、当期の**法人税額**の**20%**を上限とされます。

■雇用調整助成金等を受給している場合

- 新規雇用者給与等支給額・新規雇用者比較給与等支給額からは雇用調整助成金等の額を控除しません。



(大寺)

【凝縮版】令和3年度労働・社会保険関係改正

☆ さくら合同事務所3月web研修会より(R3/2/23現在) ☆



1. 同一労働同一賃金(中小企業 2021/4/1～)

(1)「同一事業主」の下でのあくまでも「正規」⇔「非正規」の不合理な待遇差の解消

※ 均衡待遇【働き方に違いがある場合】⇒ 働き方に応じてバランスの取れた待遇

※ 均等待遇【同じ働き方の場合】⇒ 等しい待遇

(2)会社の取り組み必要…個別の待遇(給与手当等)について ⇒ 現状把握・待遇の違い・対応方針の検討

と言っても ⇒ 不用意な待遇見直しに走らない ⇒ 現状は最終的には司法において判断

(3)事業主は(待遇差に関して)説明を求められると、従業員に対しての説明義務あり

(4)今後の課題 ⇒ 定年後の継続雇用者への対応

・定年前と仕事の内容がほぼ変わらないのに、給料の額が6割に下がる

・年金支給が65歳から(S36/4/2以降生まれの男性)になる等

⇒ 60歳代は経済的に厳しくなるおそれあり・定年年齢65歳の会社が徐々に増加

※ 高齢雇用継続給付が見直される(現在:給料の15%支給(上限)⇒ 2025/4/1・10%支給)

2. 高齢者就業確保措置

現行…65歳までの雇用確保(義務)⇒ 2021/4/1…70歳までの就業機会確保(努力義務)

3. 賃金請求権延長(民法改正に伴って適用 2020/4～)

(1)賃金請求権の消滅時効・5年 ⇒ 当面3年(経過措置)⇒ 5年経過後に見直し

(賃金台帳の保存期間・割増賃金未払い等に係る付加金の請求も ⇒ 当面3年)

※退職手当(5年)・災害補償、年次有給休暇(2年)⇒ 現行維持

(2)◆ 貴社の残業代は大丈夫ですか? ◆ 固定残業代の見直し ◆ 管理監督者の見直し

4. 官公署(監督署・ハローワーク・年金事務所・協会けんぽ)への提出書類の大部分が押印廃止

5. パワハラ防止対策義務化(大企業 2020/6/1～・中小企業 2022/4/1～)

(1)何故、職場のパワハラ問題に取り組むのか?

①パワハラはすべての職場の問題 ②パワハラを受けても労働者の半数は何もしない

③労災補償増加(精神障害)⇒ パワハラによる損失は甚大(労使とも)

(2)パワハラの定義 ①優越的な関係に基づく ②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により ③労働者の就業環境を害すること

(3)対応策 ①叱る前に一呼吸おく ②指導が必要な具体的な行動に焦点をあてる

③ 部下の人格を尊重 ④指導がどう伝わったか確認

(4)問題点 ①無意識に持つ「こうあるべきだ」という個人の価値観の違い

②管理職が怖がって部下を叱りにくい ③禁止事項が増え、生き生きと働けない 等

6. 育児介護休業法改正(2021/1/1～) 子の看護休暇・介護休暇 半日単位取得 ⇒ 時間単位取得可能

7. 障がい者雇用率(2021/3/1～) ◆2.2%(45.5人以上) ⇒ 2.3%(43.5人以上)

8. 最低賃金(徳島県) 796円(2020/10/4～)

9. 各種保険料率(2021年3月分より)

(1)健康保険料率 10.29%(↑0.01%) (2)介護保険料率 1.80%(↑0.01%)

(3)厚生年金保険料率 18.300%(2017/9より変わらず) (4)雇用保険料率(変わらず)

10. マイナンバーカード ⇒ 健康保険証として利用可能(2021/3/1～・事前登録必要)



(竹内政代)

会計制度

会社法の改正①

会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)が、令和元年12月11日に公布され、令和3年3月1日に施行されました。(一部は令和4年中に施行されます。)

今回の会社法の改正は、会社をめぐる社会経済情勢の変化に鑑み、株主総会の運営及び取締役の職務の執行の一層の適正化等を図ることを目的とするものです。これにより、日本企業のコーポレート・ガバナンスが更に向上し、日本企業の競争力や日本企業に対する内外の投資家からの信頼がより高まり、ひいては、日本経済の成長に大きく寄与するものと期待されています。

次号より、改正されたポイントについて説明していきたいと思っております。

(孝志茜)

4月の社会保険労務

30日 労働者死傷病報告書の提出<休業4日未満1月～3月分>(労働基準監督署)
健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
預金管理状況報告(労働基準監督署)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生日を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生日を迎える者)現況届
※ 世界保健デー(7日)

4月の税務

■4月12日

1 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

■4月15日

2 給与支払報告に係る給与所得者異動届出
4月1日現在で給与の支払を受けなくなった者がいるときは4月15日までに関係の市町村長に届出

■4月30日

3 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
4 2月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税>
5 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
7 8月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

8 消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

9 消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(12月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>

■4月中において市町村の条例で定める日

10 軽自動車税(種別割)の納付

賦課期日…4月1日

11 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付

■4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間

12 固定資産課税台帳の縦覧期間

■市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの期間等

13 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出

法務係

会社の登記簿謄本について ①

自社や他社の登記簿謄本を目にするのも多いかと思います。数回に分けて登記簿謄本の基本的な事項について触れたいと思います。

会社法人等番号…会社ごとに割り振られている個別番号

国税庁「法人番号公表サイト」から検索できる会社番号とは少し違います。13桁からなる会社番号から最初の数字を含まない残りの12桁の数字が会社法人等番号です。

商号…会社名

会社名は同一住所でなければ登記可能なので、同一市町村内でも同名の会社が存在することも少なくありません。また、会社名には使えない文字などもあります。

本店…会社の住所

本店の住所が変わり登記がされると以前のところには下線が引かれて、その下に新しい住所が記載されます。

※下線が引かれていないところが最新の情報というのはどの項目でも同じです。

公告をする方法

法令上の特定の事項を広く一般に知らせるための方法を「公告」といいます。この公告は何でも良いというわけではなく、法律上以下の3つと定められています。

1. 官報に掲載する方法
2. 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
3. 電子公告

会社成立の年月日…会社の設立の登記を行った日

目的…事業内容や事業目的

基本的にここに記載する項目は行う事業に関連するものになります。目的の記載についてもルールがあります。

資本金の額…会社の資本金額

資本金の額の記載はありますが、準備金の額や負債額などは登記されません。



(田中)

リスマネ委員会

中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)

<概要>

経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)は、取引先事業者が倒産した際に、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐための制度です。無担保・無保証人で掛金の最高10倍(上限8,000万円)まで借入れでき、掛金は損金または必要経費に算入できる税制優遇も受けられます。

この制度の一番のメリットは掛金の税制優遇で高い節税効果があるという点です。例えば、掛金を月額20万円にすれば、最大で年間240万円を損金に算入することができます。また、1年以内の掛金を前納する事も可能で、期末に前納を利用する事で更なる節税効果が期待出来ます。

次回のさくら通信では、加入する際の注意点等を掲載します。

(さくらビジネス)

建設係

解体工事業の経過措置延長予定

とび・土工工事業の技術者を解体工事業の技術者とみなす経過措置期限が、令和3年3月31日まででしたが3ヶ月延長され、6月30日までとされる予定です。

経過措置終了後も解体工事業の許可を継続するには、期限までに「登録解体工事講習の受講」または「解体工事業の1年以上の実務経験」のいずれかの要件を満たしたうえで、許可行政庁に変更届を提出する必要があります。

3月中に建設業施行規則が改正され施行される予定です。

(岸上)

資産税係

相続税と所得税における固定資産税の取り扱いについて

亡くなった方がアパートを経営していた場合などの固定資産税の扱いは、相続税と所得税では異なりますので、ご注意ください。

<相続税>

賦課期日のある地方税については、その賦課期日において納税義務が確定したもとして取り扱われ、未払のものについては債務控除することができます。

固定資産税の賦課期日はその年の1月1日ですから、納期がまだ到来していないものであっても、未払分全額を債務として相続税の課税価格の計算上控除することができます。

<所得税>

アパートなどの業務用資産にかかる固定資産税は、その業務にかかる各種所得の金額の計算上必要経費に算入されますが、その必要経費に算入する時期は、原則として、納税通知等により納付すべきことが具体的に確定したとき(年の中途において死亡した場合には、その死亡のときまでに確定したものに限られます)とされています。

ただし、固定資産税は納期が分割して定められていますので、各納期の税額をそれぞれ納期の開始の日または実際に納付した日の必要経費とすることもできます。相続開始時に、納税通知が来ていない場合には、亡くなった方の準確定申告における不動産所得の金額の計算上必要経費に算入することはできません。そのアパート等を相続した相続人の確定申告において、不動産所得の金額の計算上必要経費に算入することになります。

(坂田)

改正法セミナー WEB配信のご案内

毎年開催しております「改正法セミナー」を新型コロナウイルス感染症の影響を鑑みて、さくら事務所として初めてWEB配信で開催します。下記のリンクより、セミナーをご視聴頂けます。

「労働・社会保険関係 改正(動向)のポイント」
さくら社会保険労務士法人 社会保険労務士 竹内 政代
【視聴先URL】https://youtu.be/4kAq-04bf_Q

「令和3年度税制改正大綱のポイント」
さくら税理士法人 公認会計士・税理士 大寺 健司
【視聴先URL】<https://youtu.be/KQ0usQFK6iU>



※今回の改正法セミナーで使用したテキストを当社ホームページ「さくらBLOG」に掲載させていただいております。

私の趣味

私は、どちらかというと趣味は多いほうだと勝手に思っています。(その分、薄く浅くということで、「深みにはまる」までには至っていません)最近の趣味をひとつ挙げるとしたら、ゴルフということになります。ゴルフはとても難しく、思い通りにいかないことがほとんどです。まさに人生の縮図といった感じですが、趣味は趣味として難しく考えず、今後も楽しくプレイしていきたいと思っています。

(孝志洋)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL : 088-625-2556
FAX : 088-654-1181